



県 章

# 滋賀県公報

平成 30 年（2018 年）  
7 月 6 日  
第 4 4 6 3 号  
金 曜 日

毎週火・金曜 2 回発行

## 目 次（※印は、県例規集に登載するもの）

### ○ 告 示

滋賀県芸術文化祭に係る滋賀県美術展覧会出品手数料、滋賀県写真展覧会出品手数料および滋賀県文学作品出品手数料の徴収事務の委託（文化振興課）.....	1
木材業者の登録（森林政策課）.....	1
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の指定（障害福祉課）.....	2
道路区域の変更（道路課）.....	2
道路の供用開始（道路課）.....	3

### ○ 公 告

大規模小売店舗の変更の届出の公告（中小企業支援課）.....	3
大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要の公告（中小企業支援課）.....	3
平成30年度職業訓練指導員試験実施公告（労働雇用政策課）.....	4
一般競争入札の公告（情報政策課）.....	6

### ○ 健康福祉事務所告示

介護保険法による指定居宅サービス事業者の廃止の届出（湖北）.....	8
------------------------------------	---

### ○ 農業農村振興事務所公告

土地改良区役員退任および就任公告（東近江）.....	8
----------------------------	---

### ○ 土木事務所公告

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告（東近江）.....	9
-----------------------------------	---

### ○ 公安委員会告示

滋賀県琵琶湖等水上安全条例に基づく船舶の航行に関する制限の指定（地域課）.....	9
---	---

### ○ 正 誤

※平成30年3月31日付け号外(1)滋賀県条例第32号中.....	10
-----------------------------------	----

## 告 示

### 滋賀県告示第292号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、滋賀県芸術文化祭に係る滋賀県美術展覧会出品手数料、滋賀県写真展覧会出品手数料および滋賀県文学作品出品手数料の徴収事務を次のとおり委託した。

平成30年7月6日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

- 1 委託の相手方 公益財団法人びわ湖芸術文化財団 大津市打出浜15番1号
- 2 委託事務の内容 滋賀県芸術文化祭に係る滋賀県美術展覧会出品手数料、滋賀県写真展覧会出品手数料および滋賀県文学作品出品手数料の徴収事務
- 3 委託期間 平成30年7月1日から平成30年12月28日まで
- 4 徴収の方法 現金および口座振込で徴収する。

### 滋賀県告示第293号

滋賀県木材業者および製材業者登録条例（昭和29年滋賀県条例第66号）第5条第1項の規定に基づき、木材業者として、次の者を登録した。

この登録業者の名簿は、滋賀県琵琶湖環境部森林政策課および滋賀県中部森林整備事務所に備え置き一般に供覧す

る。

平成30年7月6日

滋賀県知事 三日月 大造

地方機関名	木材業者	
	住所	氏名
中部森林整備事務所	東近江市五個荘川並町667	大金工務店 中村謙一

滋賀県告示第294号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者として、次の者を指定した。

平成30年7月6日

滋賀県知事 三日月 大造

事業所の名称	事業所の所在地	名称	主たる事務所の所在地	指定障害福祉サービスの種類	指定年月日	事業所番号
B型支援事業所はっこう	東近江市八日市上之町3-5	特定非営利活動法人はっこう	東近江市八日市東本町5番7号	就労継続支援B型	平成30.7.1	2510500651

滋賀県告示第295号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次の道路の区域を変更する。

この関係図面は、平成30年7月6日から平成30年7月20日まで滋賀県土木交通部道路課において一般の縦覧に供する。

平成30年7月6日

滋賀県知事 三日月 大造

道路の種類	路線名	道路の区域				備考
		区間	変更の前後の別	敷地の幅員	延長	
県道	欲賀守山甲線	守山市三宅町字新堂685番地先から	変更後	最小 12.3m } 最大 45.0m	146.2m	う回路設置に伴う道路区域の変更 なお、現道の供用は従前のとおり
		守山市三宅町字新堂692番1地先まで	変更前	最小 11.5m } 最大 29.5m	124.6m	
国道	477号	蒲生郡日野町大字小御門字門田376番3地先から	変更後	最小 10.5m } 最大 23.3m	217.4m	道路改良工事(現道拡幅)に伴う道路区域の変更 なお、現道の供用は従前のとおり
		蒲生郡日野町大字小御門字梅木立901番地先まで	変更前	最小 7.1m }	217.4m	

				最大 19.0m		
--	--	--	--	-------------	--	--

### 滋賀県告示第296号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

この関係図面は、平成30年7月6日から平成30年7月20日まで滋賀県土木交通部道路課において一般の縦覧に供する。

平成30年7月6日

滋賀県知事 三日月 大造

路線名	供用開始の区間	供用開始の年月日	備考
途中志賀線	大津市和邇中宇半道533番地先から 大津市和邇中宇金クソ767番1地先まで	平成30.7.6	L=120.0m
国道477号	蒲生郡日野町大字小御門字門田376番3地先から 蒲生郡日野町大字小御門字梅木立901番地先まで	平成30.7.6	L=217.4m
麻生古屋梅ノ木線	高島市朽木地子原字ユル1124番37地先から 高島市朽木地子原字ユル1124番29地先まで	平成30.7.6	L=67.8m
欲賀守山甲線	守山市三宅町字新堂685番地先から 守山市三宅町字新堂692番1地先まで	平成30.7.9 12時	L=146.2m

## 公 告

### 大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗に関し同法第5条第1項第2号に掲げる事項の変更をした旨の届出があったので公告する。

平成30年7月6日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地 イズミヤスーパーセンター堅田店 大津市今堅田三丁目11番1号
- 2 変更した事項
  - (1) 変更前 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあつては、代表者の氏名  
J A三井リース建物株式会社 東京都中央区銀座八丁目13番1号 代表取締役 保崎隆行
  - (2) 変更後 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあつては、代表者の氏名  
J A三井リース建物株式会社 東京都中央区銀座八丁目13番1号 代表取締役 工藤真樹
- 3 変更年月日 平成30年4月1日
- 4 変更の理由 代表者変更のため
- 5 届出年月日 平成30年6月20日
- 6 届出書類の縦覧場所および縦覧期間
  - (1) 縦覧場所  
滋賀県県民生活部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目1番1号  
滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目1番1号  
大津市産業観光部商工労働政策課 大津市御陵町3-1
  - (2) 縦覧期間 平成30年7月6日から平成30年11月6日まで
- 7 意見書の提出期限および提出先
  - (1) 提出期限 平成30年11月6日
  - (2) 提出先 滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号

### 大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要の公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第8条第1項の規定により聴取した意見について、同条第3項の規定により、次のとおりその概要を公告する。

平成30年7月6日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地 (仮称) ドラッグコスモス彦根駅東店 彦根市外町街区番号3番1ほか
- 2 意見の概要 彦根市からの意見
  - (1) 当該店舗から発生する事業系廃棄物については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第3条第1項」の規定に基づき事業者の責任において適正に処理されたい。
  - (2) 平成27年4月1日施行の「彦根市事業系一般廃棄物減量化等に関する指導要綱(平成26年4月1日彦根市告示第92号)」に基づき大規模小売店舗を営む事業所で、店舗面積が1,000㎡を超える場合は、「彦根市事業系一般廃棄物管理責任者選任届」および「彦根市事業系一般廃棄物減量化等計画書」を毎年4月末までに生活環境課に提出すること。
  - (3) 県道彦根近江八幡線と彦根駅前東8号線、安清東外町線との交差点についても交通渋滞や交通事故が懸念されるため、交通量調査等を実施するなど、交差点の交通安全に配慮されたい。
  - (4) 景観の届出、地区計画の届出を提出すること。屋外広告物について、敷地内で総面積が10㎡を超える場合および敷地外で設置される場合は、彦根市屋外広告物条例(平成27年彦根市条例第6号)の規定に基づく許可を得ること。
- 3 意見の縦覧場所および縦覧期間
  - (1) 縦覧場所  
滋賀県県民生活部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目1番1号  
滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目1番1号  
彦根市産業部地域経済振興課 彦根市大東町2番28号
  - (2) 縦覧期間 平成30年7月6日から平成30年8月6日まで

#### 平成30年度職業訓練指導員試験実施公告

職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号。以下「法」という。)第30条第1項の規定に基づき、職業訓練指導員試験を次のとおり実施する。

平成30年7月6日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 試験を実施する職種 園芸科、造園科、森林環境保全科、鉄鋼科、鋳造科、鍛造科、熱処理科、塑性加工科、溶接科、構造物鉄工科、金属表面処理科、機械科、電子科、電気科、コンピュータ制御科、発電電科、送配電科、電気工事科、自動車製造科、自動車整備科、自動車車体整備科、航空機製造科、航空機整備科、鉄道車両科、造船科、時計科、光学ガラス科、光学機器科、計測機器科、理化学機器科、製材機械科、内燃機関科、建設機械科、農業機械科、縫製機械科、織布科、織機調整科、染色科、ニット科、洋裁科、洋服科、縫製科、和裁科、寝具科、帆布製品科、木型科、木工科、工業包装科、紙器科、製版・印刷科、製本科、プラスチック製品科、レザー加工科、ガラス科、ほうろろ製品科、陶磁器科、石材科、麺科、パン・菓子科、食肉科、水産物加工科、発酵科、建築科、枠組壁建築科、とび科、建設科、プレハブ建築科、屋根科、スレート科、建築板金科、防水科、サッシ・ガラス施工科、畳科、インテリア科、床仕上げ科、表具科、左官・タイル科、築炉科、ブロック建築科、熱絶縁科、冷凍空調機器科、配管科、住宅設備機器科、さく井科、土木科、測量科、建築物設備管理科、ボイラー科、クレーン科、建設機械運転科、港湾荷役科、化学分析科、公害検査科、木材工芸科、竹工芸科、漆器科、貴金属・宝石科、印章彫刻科、塗装科、広告美術科、デザイン科、義肢装具科、電気通信科、電話交換科、事務科、貿易事務科、流通ビジネス科、写真科、介護サービス科、理容科、美容科、ホテル・旅館・レストラン科、観光ビジネス科、日本料理科、中国料理科、西洋料理科、臨床検査科、フラワー装飾科、メカトロニクス科、情報処理科、フォークリフト科、建築物衛生管理科および福祉工学科
- 2 試験の科目 学科試験のうち指導方法(職業訓練原理、教科指導法、訓練生の心理、生活指導および職業訓練関係法規)
- 3 試験の免除 実技試験または学科試験において、試験の全部または一部の免除を受けることができる者は別表のとおり
- 4 受験資格
  - (1) 次のいずれかに該当する者は、試験を受けることができる。
    - ア 法第44条第1項の技能検定に合格した者
    - イ 職業能力開発促進法施行規則(昭和44年労働省令第24号。以下「規則」という。)第45条の2第2項または第3項に規定する者

(2) (1)に掲げる者であっても、次のいずれかに該当する者は、試験を受けることができない。

ア 成年被後見人または被保佐人

イ 禁錮以上の刑に処せられた者

ウ 職業訓練指導員免許の取消しを受け、当該取消しの日から2年を経過しない者

5 試験日時 平成30年10月18日(木)午前10時30分から正午まで

6 試験場所 滋賀県大津合同庁舎7階7-C会議室 大津市松本一丁目2番1号

7 受験手続

(1) 受験申請書類 受験申請書(受験票および写真票を含む。)、履歴書、写真2枚(申請前6か月以内に撮影した上半身、無背景、正面脱帽の写真で、縦4センチメートル、横3センチメートルとし、裏面に氏名を記載したもの)および受験資格を有していることを証明する書類

(2) 試験の免除申請 試験の免除を受けようとする者は、別表の左欄に掲げる者に該当することを証する書類を添付すること。

(3) 申請書類の提出先 滋賀県商工観光労働部労働雇用政策課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号

(4) 申請書類の提出期間 平成30年9月7日(金)から平成30年9月21日(金)まで(土曜日、日曜日および祝日を除く。)の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

なお、郵送の場合は、平成30年9月21日(金)までの消印があるものに限り受け付ける。

(5) 受験手数料 3,100円

※ 滋賀県収入証紙を受験申請書に貼付すること。

※ 試験免除となる場合、手数料は不要とする。

※ 納付された手数料は、理由のいかんを問わず返還しない。

(6) 受験票の交付 受験票は、受験申請書類の提出期間終了後に郵送する。

8 合否判定の基準 学科試験のうち指導方法について満点の6割以上の得点がある場合に合格とする。

9 合格発表 平成30年11月14日(水)に合格者の受験番号を滋賀県公報で公示するとともに、合格者本人宛て通知する。

なお、滋賀県個人情報保護条例(平成7年滋賀県条例第8号)第25条第1項の規定に基づく口頭による試験結果の開示請求は、次に定めるところにより行うことができる。

(1) 期間 平成30年11月14日(水)から平成30年12月13日(木)まで(土曜日、日曜日および祝日を除く。)

(2) 時間 午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

(3) 場所 滋賀県商工観光労働部労働雇用政策課 大津市京町四丁目1番1号 滋賀県庁東館4階

(4) 持参するもの 職業訓練指導員試験受験票および本人であることを証明する書類(運転免許証など)

(5) 開示する内容 得点

(6) その他 開示できる試験結果は、本人のものに限る。電話等による問合せには、一切応じない。

10 その他

(1) 受験申請書は、滋賀県商工観光労働部労働雇用政策課、県内各合同庁舎および県内各職業能力開発施設において交付する。

(2) 受験申請書の郵送を希望する者は、1部の場合は切手140円分を同封の上、2部以上の場合は問合せの上、滋賀県商工観光労働部労働雇用政策課に申し込むこと。

(3) 試験についての問合せ先 滋賀県商工観光労働部労働雇用政策課 電話 077-528-3755

別表

免除を受けることができる者	免除の範囲
免許職種に関し、1級の技能検定または単一等級の技能検定に合格した者(バルコニー施工または電子回路接続の技能検定に合格した者を除く。)	実技試験の全部および学科試験のうち関連学科
免許職種に関し、2級の技能検定に合格した者	実技試験の全部
職業訓練指導員免許を受けた者	学科試験のうち指導方法および関連学科の系基礎学科(当該免許職種に係る職業訓練指導員試験に係る系基礎学科と同一の系基礎学科に限る。)
免許職種に関し、職業訓練指導員試験において実技試験に合格した者	実技試験の全部
職業訓練指導員試験において学科試験のうち指導方法に合	学科試験のうち指導方法

格した者	
免許職種に関し、職業訓練指導員試験において学科試験のうち関連学科の系基礎学科または専攻学科（フォークリフト科、建築物衛生管理科および福祉工学科に係る職業訓練指導員試験にあっては、学科試験のうち関連学科）に合格した者	学科試験のうち関連学科の系基礎学科または専攻学科（フォークリフト科、建築物衛生管理科および福祉工学科に係る職業訓練指導員試験にあっては、学科試験のうち関連学科）
職業訓練指導員試験において学科試験のうち関連学科の系基礎学科に合格した者	学科試験のうち関連学科の系基礎学科（当該職業訓練指導員試験に係る系基礎学科と同一の系基礎学科に限る。）
短期養成課程の指導員養成訓練を修了し、職業訓練指導員試験において学科試験のうち指導方法に合格した者と同等以上の能力を有すると職業能力開発総合大学の長が認める者（法第30条第3項に定める職業訓練指導員試験を受けることができる者に限る。）	学科試験のうち指導方法
免許職種に関し、短期養成課程の指導員養成訓練を修了し、職業訓練指導員試験において学科試験のうち関連学科に合格した者と同等以上の能力を有すると職業能力開発総合大学の長が認める者（法第30条第3項に定める職業訓練指導員試験を受けることができる者に限る。）	学科試験のうち関連学科
免許職種に関し、短期養成課程の指導員養成訓練を修了し、職業訓練指導員試験において実技試験に合格した者と同等以上の能力を有すると職業能力開発総合大学の長が認める者（法第30条第3項に定める職業訓練指導員試験を受けることができる者に限る。）	実技試験の全部
免許職種に関し、応用課程または特定応用課程の高度職業訓練を修了した者	学科試験のうち関連学科
免許職種に関し、専門課程または特定専門課程の高度職業訓練を修了した者	学科試験のうち関連学科
学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学または高等専門学校において免許職種に関する学科を修めて卒業した者	学科試験のうち関連学科
規則別表第11の3の免許職種の欄に掲げる免許職種について同表の試験の免除を受けることができる者の欄に掲げる者	規則別表第11の3の免除の範囲の欄に掲げる試験
規則第45条の2第3項第4号に規定する者	実技試験の全部

#### 一般競争入札の公告

平成30年度から平成36年度までにおける第四次びわ湖情報ハイウェイ構築・運用保守委託業務について、次のとおり特定調達契約に係る総合評価一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6および第167条の10の2第6項の規定により公告する。

平成30年7月6日

滋賀県知事 三日月 大造

#### 1 入札に付する事項

- (1) 委託業務名および数量 第四次びわ湖情報ハイウェイ構築・運用保守委託業務 一式
- (2) 委託業務の内容等 びわ湖情報ハイウェイ（県機関および市町等を接続している滋賀県が管理運営する情報通信ネットワークをいう。）に係る機器の更新、ネットワークの機能改善、運用保守等びわ湖情報ハイウェイの運用に係る各種業務の包括的な委託業務。詳細は、入札説明書による。
- (3) 委託期間 平成30年10月1日(月)から平成36年9月30日(月)まで
- (4) 予定価格 1,117,630,000円（消費税および地方消費税を含まない。）
- (5) 履行場所 入札説明書による。

## 2 入札に参加する者に必要な資格 次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 滋賀県財務規則(昭和51年滋賀県規則第56号)第195条の2各号のいずれにも該当しない者であること。
- (3) 滋賀県物品関係入札参加停止基準による入札参加停止の措置期間中でないこと。
- (4) 入札参加者に必要な資格等(平成30年滋賀県告示第22号)に規定する資格を有すると認められて、競争入札参加資格者名簿に登録されている者であること。

なお、新たに入札に参加する資格を得ようとする者は、次に示す場所において資格審査の申請を行うこと。申請は随時受け付けるが、審査および登録までに時間を要するため、申請の時期によってはこの公告に係る入札の手續に間に合わないことがある。

滋賀県会計管理局管理課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号 電話 077-528-4314

## 3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査の申請書類等 この入札に参加を希望する者は資格を有するかどうかの審査を受けるための書類の提出は、不要である。

## 4 入札執行の日時、場所等

- (1) 入札書、提案価格書および提案書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所および問合せ先  
滋賀県県民生活部情報政策課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号 電話 077-528-3383 電子メールアドレス nw-admin@pref.shiga.lg.jp
- (2) 契約条項を示す期間 平成30年7月6日(金)から平成30年8月16日(木)まで(土曜日、日曜日および祝日を除く。)の9時から17時まで
- (3) 入札説明書の交付方法 入札説明書は、(1)に示す場所において交付する。また、電子メールによる交付も可能とする。この場合、(1)の電子メールアドレス宛てに、メール表題を「第四次びわ湖情報ハイウェイ構築・運用保守委託業務入札説明書等交付請求」とし、メール本文に、法人等の名称、担当者の所属および氏名、連絡先電話番号、FAX番号ならびにメールアドレス(以下「送付先アドレス」という。)を記載した電子メール(以下「請求メール」という。)を送信すること。本県において請求メールを受信した後、送付先アドレス宛てに入札説明書等を送信する。なお、郵送による交付は、行わない。
- (4) 入札説明会の日時および場所 平成30年7月18日(水)14時 大津市京町四丁目1番1号 県庁新館7階 システム設計室IA
- (5) 入札書、提案価格書および提案書の提出期間 平成30年7月6日(金)から平成30年8月16日(木)まで(土曜日、日曜日および祝日を除く。)の9時から17時まで
- (6) 開札の日時および場所 平成30年8月17日(金)10時 大津市京町四丁目1番1号 県庁新館7階 システム設計室IA  
なお、開札後直ちに落札者を決定することはない。
- (7) 対面評価 平成30年9月上旬を予定。提案内容の評価にあたり、対面による評価を行うことがあるので、連絡を受けた入札参加者は対応すること。詳細な時間、場所などは別途通知する。
- (8) 落札決定 平成30年9月中旬。(7)の対面評価を経て決定するので、日程が前後する場合がある。

## 5 入札方法等

- (1) 入札執行については、滋賀県財務規則および滋賀県特定調達契約の手續等に関する規則(平成7年滋賀県規則第92号)の規定によるものとする。
- (2) 落札者の決定は、総合評価一般競争入札方式をもって行うので、入札に参加しようとする者(以下「入札参加者」という。)は、入札書とともにこの業務に係る提案書を提出しなければならない。提案書に必要な書類、部数等については、入札説明書による。
- (3) 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税および地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 6 保証金 入札保証金および契約保証金については、免除する。

## 7 契約書作成の要否 要

## 8 入札の無効 次にいずれかに該当する場合は、入札を無効とする。

- (1) 滋賀県財務規則第199条の規定に該当する入札
- (2) 虚偽の申請を行った者のした入札

## 9 落札者の決定方法 入札価格および提案価格がそれぞれ予定価格(回線サービスを除く業務の上限価格をいう)。

以下同じ。) および想定価格 (回線サービスの上限価格をいう。以下同じ。) 以下である者のうち、第四次びわ湖情報ハイウェイ構築・運用保守委託業務落札者決定基準に基づき、提案内容を公平かつ客観的に評価し、提案書の内容による評価点に入札価格および提案価格による評価点を加算した評価点の最も高いものを落札者とする。

- 10 支払条件 前金払および部分払は、行わない。
- 11 契約手続において使用する言語および通貨 日本語および日本国通貨
- 12 その他必要事項
  - (1) 入札参加者は、封印した入札書、提案価格書および提案書を 4 (5) に示す提出期間内に提出すること。提案書に必要な書類、部数等については、入札説明書による。
  - (2) 代理人が入札する場合は、入札書と同時に委任状を入札執行者に提出しなければならない。なお、この場合の入札書には、委任状の受任者欄に記載されたとおりの住所および氏名を記入し、同じ印を押印すること。
  - (3) 入札参加者は、落札者の決定までの間において滋賀県から提出書類に関し説明を求められた場合は、自らの負担において完全な説明をすること。
  - (4) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の入札がないときは、再度の入札は行わない。
  - (5) 落札者は、落札決定の日以後 7 日以内 (契約担当者が特別の理由があると認めるときは、指定の期日まで) に契約書を契約担当者に提出しなければならない。
  - (6) 入札参加者は、滋賀県特定調達に関する苦情の処理手続要綱 (平成 8 年滋賀県告示第 80 号) に基づき当該調達に関する苦情申立てをすることができる。なお、当該調達に関する苦情申立てがあった場合は、滋賀県特定調達苦情検討委員会からの要請または提案により、契約の締結もしくは執行を停止し、または契約を解除することがある。
  - (7) その他詳細は、入札説明書による。

13 Summary

- (1) Nature and quantity of services required : Comprehensive services covering various duties relating to BICS(\*), including upgrading of equipment, functional improvement of networks and operations, 1 set  
 (\* ) A core network which links all prefectural institutions, cities and towns, etc. of Shiga Prefecture
- (2) Deadline for tender : 17 : 00, August 16, 2018
- (3) For further information, contact : Information Policy Division, Department of Citizens' Affairs, Shiga Prefectural Government, 4 - 1 - 1 Kyomachi, Otsu-city, Shiga 520 - 8577 Japan TEL 077 - 528 - 3383

健康福祉事務所告示

滋賀県湖北健康福祉事務所告示第 6 号

介護保険法 (平成 9 年法律第 123 号) 第 41 条第 1 項の指定居宅サービス事業者として指定した者のうち、次の者から廃止の届出があった。

平成 30 年 7 月 6 日

滋賀県湖北健康福祉事務所長 山下 剛

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称および代表者の氏名または開設者の氏名	主たる事務所の所在地	サービスの種類	介護保険事業所番号	廃止年月日
湖北水鳥の里デイサービスセンター	長浜市湖北町延勝寺 1844	社会福祉法人湖北真幸会 理事長 佐武晃幸	長浜市湖北町延勝寺 1844	通所介護	2570300786	平成 30. 6. 30

農業農村振興事務所公告

土地改良区役員退任および就任公告

土地改良法 (昭和 24 年法律第 195 号) 第 18 条第 16 項の規定により、島西部土地改良区から次のとおり役員が退任および就任した旨の届出があった。



平成30年7月6日

滋賀県東近江農業農村振興事務所長 松井 傳 夫

## 1 退任

理事および監事の別	氏 名	住 所
理 事	中 谷 正 一	近江八幡市中之庄町338番地
〃	深 井 幸 則	同 市北津田町950番地
〃	梅 原 正 雄	同 所370番地49
〃	中 谷 和 夫	同 市中之庄町405番地
〃	西 川 伸 治	同 所452番地
〃	辻 善 一	同 所108番地
〃	坂 彦 嗣	同 市北津田町885番地
〃	辻 平 嘉 寿	同 所480番地
〃	辻 正 弘	同 所805番地
〃	田 中 慎 二	同 所1004番地
監 事	辻 万 喜 雄	同 所1645番地 3
〃	梅 原 武 晴	同 市中之庄町126番地

## 2 就任

理事および監事の別	氏 名	住 所
理 事	深 井 幸 則	近江八幡市北津田町950番地
〃	梅 原 正 雄	同 所370番地49
〃	辻 太 喜 男	同 所659番地
〃	坂 彦 嗣	同 所885番地
〃	辻 平 嘉 寿	同 所479番地 1
〃	西 川 信 也	同 市中之庄町181番地 1
〃	小 西 忠 宏	同 所456番地
〃	中 村 武 志	同 所337番地
〃	東 正 紀	同 所79番地 1
〃	田 中 慎 二	同 市北津田町1004番地
監 事	辻 万 喜 雄	同 所1645番地 3
〃	梅 原 武 晴	同 市中之庄町126番地

## 土 木 事 務 所 公 告

## 都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第1項の規定に基づく開発行為に関する工事の完了届に対し、同条第2項の規定に基づき、次のとおり検査済証を交付した。

平成30年7月6日

滋賀県東近江土木事務所長 平 林 光 彦

開発許可を受けた者の住所・氏名	開発区域の名称	面積	検査済証	
			交付年月日	番号
蒲生郡日野町松尾1190番地3 有限会社億住研 代表取締役 土田直美	蒲生郡日野町中道一丁目12番1の一部、12番6、13番2、139番の一部	1755.40㎡	平成30.6.26	000523

## 公 安 委 員 会 告 示

滋賀県公安委員会告示第79号

滋賀県琵琶湖等水上安全条例(昭和30年滋賀県条例第55号)第20条の規定に基づき、船舶の航行を制限する水域を次のとおり指定する。

平成30年7月6日

滋賀県公安委員会委員長 大塚 良彦

- 1 期間 平成30年8月7日(びわ湖大花火大会の開催が延期の場合は、同月10日)午後6時から午後10時まで
- 2 水域 琵琶湖大橋北側橋りょう北端から近江大橋南側橋りょう南端までの琵琶湖の水域
- 3 制限事項 航行の用に供する推進機関を有する船舶(警察用船舶、消防艇、救助の用に供する船舶、びわ湖大花火大会の運営のため主催者が運行する船舶および海上運送法(昭和24年法律第187号)に基づき事業の許可を受け、または届出をした者がその用に供する船舶を除く。)の航行を禁止する。

付 則

この告示は、平成30年8月7日から施行する。

正 誤

平成30年3月31日付け号外(i)滋賀県条例第32号中

ページ	行	誤	正
8	下から14	平成30年法律第 号	平成30年法律第22号
	下から12	平成30年法律第 号	平成30年法律第26号